

先進国における農業普及事業の動向

—— 日本、アメリカ、ドイツを中心に ——

市 田（岩田）知 子

- | | |
|--------------------------|---------------------|
| 1. はじめに | 5. 政府機関が現在、重視している内容 |
| 2. 普及事業の目的 | (1) 日本 |
| 3. 普及事業の変化 | (2) アメリカ |
| (1) 普及事業の対象の多様化 | (3) ドイツ |
| (2) 普及事業の内容の展開 | (4) 小括 |
| 4. 普及事業の費用の問題と政府による補助の動向 | 6. おわりに |

1. はじめに

農業者の集団が自主的に、または国家の主導によって、農業者に対して助言、指導を行うという農業普及事業は、いくつかの西欧諸国では19世紀中葉から行われていた。本稿で取り上げるドイツもそのような国の一つである⁽¹⁾。

アメリカにおいては、19世紀後半から数々の法律によって各州に土地交付大学や農業試験場が設置された後、1914年のスミス・レーバー法によって、農業普及事業が制度化された。また、日本の農業普及事業の場合は、そのアメリカの影響のもと、すなわち戦後まもない1948年に連合軍総司令部（GHQ）の強い意向によって、「教育的手法」による農政として発足した。

一般に農業普及事業は、農業者や農村住民の農業技術や生活の水準を全国的に向上させるために、各国において制度化されていると言える。そして現在、多くの発展途上国においても、先進国の影響を受けながら、普及事業が制度化されている⁽²⁾。

本稿が取り上げるのは、先進国の農業普及事業である。言うまでもなく先進国ではいずれも、普及事業の発足時から現在にかけて、農業者数、農村人口が著しく減少している（もちろん、程度の差は考慮すべきだが）。また多くの農業者、農村住民にとってみれば、農業技術の上では民間、たとえば農業者団体、農業関連産業企業に、また生活の上では農業以外の分野の公私の機関に相談して助言を受ける道が、開かれているという現状にある。このような中で、政府等の公的な機関が農業者、農村住民に無料でサービスをするという、農業普及事業の本来のあり方や意味が、現在まさに問われているのである。

本稿では、日本、アメリカ、ドイツの農業普及事業を中心的にとりあげ、まずそれが法律等の上で何を目的としているのかを、簡単に紹介する。そして、法律の上ではその目的が基本的に保持されながらも、普及事業の対象や内容が農業、農村の変化や農政の動きの中で、どのように変化してきたかを述べる。そこではまず、OECDの報告書を用いて先進国全般について把握し、その上で各国の場合はどうであるかを検討したいと思う。次に現在起こりつつあることとして、普及事業の費用の問題と、中央政府による補助の動向を、やはりOECDと各国の資料に基づいて紹介する。そして政府による補助が削減される中で、各国の政府機関が普及事業において重視している事業内容について、最近の資料に基づいて紹介し、その方向性を探る。最後に普及事業が現在置かれている状況と問題点を若干、考察したいと思う。なお資料や時間の制約により、普及事業と農業、農村の変化との関連については、十分に言及することができなかった。今後の課題として残された点である。

注(1) 西欧諸国の農業普及事業の沿革、組織、内容については、木村慶男〔2〕及び、農林省農政局普及部普及教育課〔10〕が各国別に紹介している。また、特に最近の情勢については、全国農業改良普及協会、国際農業者交流協会〔5〕等が紹介している。

(2) 普及情報センター〔12〕を参照。

2. 普及事業の目的

まず農業普及事業とは、そもそも何を目的としているのだろうか。日本の協

同農業普及事業（都道府県が農林水産省と協同して行う農業に関する普及事業という意味）が根拠とする農業改良助長法（1948年施行、その後1983年までの間に7回にわたって改正）から、その目的を探ることにしよう。農業改良助長法は3章からなり、その第1章第1条において、この法律が「能率的な農法の発達、農業生産の増大及び農民生活の改善のために、農民が農業に関する諸問題につき有益、適切かつ実用的な知識を得、これを普及交換して公共の福祉を増進することを目的」としていることを明記している。具体的には、県及びその他の試験研究機関に対してその農業に関する試験研究を助長する（第2章）とともに、協同農業普及事業を助長する（第3章）としている。そして特に普及事業の目的は、「農民が農業及び農民生活に関する有益かつ実用的な知識を取得交換し、それを有効に応用すること」（第3章第13条）としている。ところで「協同農業普及事業交付金」が公布される協同農業普及事業の内容とは、次に掲げるものである（第14条）。

1. 専門技術員及び改良普及員を置くこと。
2. 専門技術員又は改良普及員の巡回指導、農場展示、出版物の配布、講習会の開催、機材の利用その他の手段により、農民に対し農業または農民生活の改善に関する教示及び実地展示を行うこと。
3. 農民研修教育施設において農業後継者たる農村青少年に対し近代的な農業経営を担当するために必要な農業又は農民生活の改善に関する研修教育を行うこと。
4. 農業講習施設による改良普及員の養成及び研修並びに農業又は農民生活の改善を目的とする農村青少年団体の指導者及びその他専門技術員又は改良普及員に協力して農業または農民生活の改善を推進する農民の育成を行うこと（前号の事業を除く。）
5. 前3号の事業の遂行に必要な施設を整備すること⁽³⁾。

一方、農業改良助長法の内容に大きな影響を与えているアメリカのスミス・レーバー法（Smith - Lever Act, 1914年制定、以後、逐次改正）に、アメリカの協同農業普及事業（Cooperative Extension Service）の目的を見出そうとす

れば、まずその第1条に、協同農業普及事業が「合衆国国民に農業、農業に関する太陽エネルギーの利用、家政、農村のエネルギーに関する有益かつ実的な情報を普及し、その応用を奨励する」ために、「各州及び準州または属領の大学⁽⁴⁾に付属して開設されるであろう」としている。そして連邦政府から州政府へ交付される普及事業に関する補助金は、「各州及び準州または属領の議会が定める1校または数校の大学によって管理されるべきである」としている（同条）。さらに協同農業普及事業の内容は「前記の大学に通学せず、あるいは在籍しない農村住民に対し、農業、農業に関する太陽エネルギーの利用、家政、農村のエネルギー及びそれらに関連する事象における、既存のあるいは改良された実践あるいは技術を教示し、圃場において実地教示を行うこと」及びそのような人々に対して「圃場実地教示、出版物その他、また必要な場合には、上記の事象に関連する情報の印刷及び配布によって、上記の事象に関する情報を提供すること」としている（第2条）⁽⁵⁾。

このように、日本の農業改良助長法においてもアメリカのスミス・レーバー法においても、普及事業が農業者または農村住民の農業技術や生活を、国または連邦が都道府県または州と協力して、「有益かつ実的な知識」の普及によって向上させることを基本的な目的にしている、という点では共通している。そして交付金等の補助は、そのような目的に沿った事業内容に限り正当なものとしてされている。

ただし次のような違いに注意しなければならない。戦後、GHQの強い意向によって日本に農業改良普及事業が導入されたことは既に述べた通りである。当時の経過を説明した資料によれば、GHQ側はスミス・レーバー法を模して各地の国立総合大学農学部所在地に農業試験場、農業技術普及所を統括する地方研究普及局を設置することによって、農林省所管の試験研究、普及と文部省所管の国立大学農学部の研究とを連携する考えであった。だが農林省は、これをそのまま受け入れることは両国の行政機構があまりにも異なるために困難であるとし、あくまでも農林省が都道府県による試験研究、普及を助長し、補助金を支出するという現在の形に近い体制を希望した。そして数々の討議を経て、

結局、農林省の希望に沿ったものになったのである⁽⁶⁾。

つまりアメリカでは土地交付大学⁽⁷⁾が普及事業に関する補助金の管理者となり、その内容を連邦政府と協議して決定する権限を持つことによって、普及事業がまさに土地交付大学の延長（extension）教育として大学に通学せず、あるいは在籍しない者を対象とすることになった。その結果、それは必ずしも農民及びその家族に限定されなかった。それに対し、日本では普及事業が国または都道府県の農政の一部となることによって、その対象が農民及び農民とその家族からなる農家に限定されることになった。そしてこのような法律上の対象の違いが、後に述べるように両国の普及事業の内容の展開において大きな違いをもたらすのである。

一方、ドイツについて見ると、普及事業が原則として農業関係の行政機関を介して実施されている点においては、日本と共通しているが、その対象は必ずしも農業者やその家族に限定されていない。また普及事業に限らず、中央と地方の関係も大きく異なる。現在あるドイツの公的な普及事業（offizielle Beratung）は、戦後復興の時期である1949年に再建されたものであり、連邦食糧農業省、各州の農業省（南部）、各州の農業会議所（北部）を主体としている⁽⁸⁾。そして普及事業の目的に関する権限は州のレベルに一任されており、連邦政府はこの分野に関する立法の権限を持っていない。連邦政府は、州間の、または外国の普及機関との普及に関する知識の交換促進を、主として行っている⁽⁹⁾。ただし、たとえば1950年にアメリカとドイツの農業専門家によって設立されたドイツ連邦政府管轄の団体「食糧、農林業に関する普及・情報サービス」（A I D）は、公的普及事業の役割について以下のように述べている。

農業及び家政の普及の課題は、社会的、経済的、生産技術的分野における情報の提供及び意思決定への手助けを行うことによって、農村地域の人々にそれぞれの労働、生活において自分の責任に基づいた決定を可能にするチャンスを与えることである⁽¹⁰⁾。

注(3) 全国農業改良普及協会〔4〕, 11～15ページ。

(4) いわゆる土地交付大学（land-grant college, 1862年に議会によって承認された「農

業及び工業の開発のため大学を設立する州並びに準州に対して国有地を贈与する法律」、及び1890年に同じく議会に承認された法律による補助金を現在受けている、または将来受ける予定である州の大学)のことである。

- (5) [32], pp. 220-221。

この条文の中のとえば「太陽エネルギーの利用」は1977年の改正時に、また「農村のエネルギー」(バイオマス・エネルギーに代表される)は1980年の改正時にそれぞれ加えられた。

- (6) 農林省大臣官房総務課 [7], 1001 ~ 1034 ページ。

- (7) 注(4)を参照。

- (8) 普及情報センター [12], 39ページ及び、木村慶男 [2], 21ページを参照。

- (9) OECD [27], p. 243

なお、財政補助は1972年まで行われていたが、1973年以降は原則として行われていない。

- (10) A I D [14], S. 7

3. 普及事業の変化

前述のような普及事業の基本的な目的、すなわち農業者または農村住民の農業技術、生活の水準を「有益かつ実地的な知識、情報」の普及によって向上させることや、農村住民の意思決定に際して助力となることは、普及事業の発足当時から変更されることなく現在に至っていると見てよいだろう。ただし、その指し示す内容は、農政の動きや農業、農村に生じている問題とともに変化していると考えられる。ここではまずO E C Dの報告書を通して、また3カ国についてはそれぞれの政府機関、関連団体から出されている資料に基づき、戦後から1980年頃までにかけての普及事業の対象と内容の変化を追うことにする。

(1) 普及事業の対象の多様化

普及事業が本来、対象としている「農民、農家または農村住民」は、どのように変化しているだろうか。対象についての記述を、O E C D (1960年以前はO E E C) がその加盟国の普及事業 (agricultural advisory service) の担当者を集めて開催している「農業普及事業部長作業会議」の記録 (以下「報告書」

という)から追うことにしよう。

まず1957年の報告書では、各国における普及事業の人的費確保、資質向上、内容の充実の必要性に関する議論が中心であり、その対象である農家、農場の性格に関しては議論されていない⁽¹¹⁾。それに対して、その11年後の1968年の報告書では、農業経営(farm)を「いかなる環境においても成長し得ない経営」、「現在はそうでなくても、成長し得る可能性のある経営」、「いかなる環境においても成長し得る経営」の3グループに分け、それぞれの要求に応じた助言が必要である、ということが述べられている。第一のグループに対しては、いかに兼業収入で生計をたてたらよいか、という点に関する助言の必要性が他のグループに対してよりも高くなる⁽¹²⁾。そして1977年の報告書では、各国において、たとえば商業的な経営に対する普及事業として、また低所得かつ兼業の経営に対する普及事業として行われている内容が具体的に述べられている⁽¹³⁾。さらに1981年の報告書では、各国の普及事業が農業経営の問題以外、すなわち農村の問題や、広く食糧、産業、観光、環境の問題にも取り組んでいるという傾向が指摘されている⁽¹⁴⁾。

このように普及事業の対象は、次第に多様化する傾向にある。多様化の一つは、同じ農業者や農業経営を対象としていても、様々なタイプに分かれる傾向である。またもう一つは、農業者から農業者以外の農村住民、または特にアメリカに見られるように都市住民や消費者へと、対象が拡大していく傾向である⁽¹⁵⁾。その具体的な過程については、内容の変化とともに(2)で述べることにする。

(2) 普及事業の内容の展開

以上のような対象の多様化と密接に関連することでもあるが、普及事業が提供すべき「有益かつ実地的な知識、情報」の内容もかなり変化している。同じくOECDの報告書からその変化を見ると、たとえば栽培や飼養の技術に関する普及の次の段階として、農業者が自分の資源を有効に活用して、所得を最大にするための技術、すなわち農業経営(farm management)の技術に関する普

及が必要であるという意見は、すでに1957年の報告書の中に見出すことができる⁽¹⁶⁾。そして1960年に、「普及員のための市場知識」という短いテキストが刊行されている。1968年の報告書では、農業経営技術の内容として、販売やマーケティングに関するものの他に、集団農業への参加等、個々の農業経営外にすることが加えられている。また農村の地域社会や家族が、その社会関係や規範の面で変化している中で、個々の経営が置かれている社会・経済的な状況についての情報提供の必要性が指摘されている⁽¹⁷⁾。さらに1977年の報告書では、牛乳等の生産過剰問題とそれに対する生産調整に関連して、普及員が農業者に対して行う助言の内容やそのあり方について述べられている⁽¹⁸⁾。1981年の報告書では、社会・経済的な情報の重要性が一層強調されている⁽¹⁹⁾。

このような栽培、飼養技術から経営、そして個々の経営を越えた集団農業、地域農業、さらには社会・経済的分野へという、OECD諸国の普及事業全般に見られる展開は、日本、アメリカ、ドイツの普及事業の場合は、それぞれどのようになっているのだろうか。

まず日本について見ると、普及事業が制度化されてから約10年間、すなわち1958年頃までは、食糧増産が農政の第一の課題であったために、米の栽培技術に関する情報提供や指導が普及員にとっての中心的な仕事であった。1959年に米の自給が達成され、また米の需要が減少する一方で、畜産物、野菜の需要が増加した。以来、各地で畜産や野菜の主産地形成や生産集団の育成が始まり、それは1961年の農業基本法制定以降、強化されることになる。普及員の活動時間においても、米以外の作物の栽培に関する技術指導時間の比重が増してきた⁽²⁰⁾。同時に個別技術よりも総合技術（特に経営技術）が重視されるようになった⁽²¹⁾。

1971年から米の生産調整が始まり、以来、普及員の仕事には生産調整の確認事務を含む農政の末端的な仕事加わるようになった⁽²²⁾。同時に個々の農家や集団に対する技術指導だけでなく、地域全体としての農業の振興のために、計画策定及び地域内の合意形成等の活動が重視されるようになった。この間、生活改善の普及においても、個々の農家、集団（生活改善実行グループ等）に

対する指導に加えて、地域ぐるみの健康管理推進、生活環境整備のような活動、特別事業が実施されるようになっている⁽²³⁾。このように日本の普及事業においては、米の栽培技術から他の作物の栽培、経営技術、さらには地域における農業の振興や生活の改善へと、その内容が展開している。

またアメリカの場合は、特に穀物生産に見られるように、1950年代から1960年代にかけて、試験場等で開発された種子、肥料、農薬、機械等の作物栽培にかかわる「技術のパッケージ」が普及員を通じて多くの農業者にゆきわたることによって、作物の生産性が飛躍的に上昇した。だが、普及機関は一方で経営の技術が多くの農場において未発達であることに気付き、農業者やその家族に対する経営技術の指導が行われるようになった。1970年代後半からは、州立大学、カウンティの普及所でコンピューターによる経営分析が行われるようになった。1980年代の農業不況の時期には、農業者に対して金融、投資に関する判断材料を与える上で、こうした経営分析が貢献した⁽²⁴⁾。

一方、家政（home economics）の普及においては、1960年代後半から家族問題の解決が期待されるようになった。特に1968年から連邦農務省普及局予算に計上された「拡大食糧栄養教育事業」（EFNEP）に見られるように、次第にその対象を農村住民から都市の貧困層へと拡大していったという点は、見逃せないだろう⁽²⁵⁾。都市住民向けの普及としては、農業の普及においても園芸を指導する事業が1977年から予算化されている⁽²⁶⁾。また4Hクラブの指導を行う普及においても、都市部の4Hクラブを対象とした普及活動は、1973年の予算化を契機に行われている所が多い⁽²⁷⁾。これらの旧来からある分野（農業、家政、4Hクラブ）に加えて、1955年にスミス・レーバー法の第8条として、農業生産の面で不利な条件下にある地域に対する助成に関する規定が設けられ、さらに農村開発法（1972年）の中で農村開発分野の普及内容、普及員の設置が定められている⁽²⁸⁾。

このようにアメリカの普及事業が提供している情報の内容を追ってみると、栽培技術から経営技術への展開が見られる一方で、農村開発が新たな領域として加わり、さらには栄養教育のように都市住民を対象としたものにまで広がっ

ている。

最後にドイツの普及事業の内容を追ってみると、ドイツでは戦後、農村部や東部地域からの流入によって都市部の人口が膨張する一方で、農村部の人口は減少し、農業労働力が不足していたため、一時期は深刻な食糧難にみまわれた。このような経緯から、従来の労働集約的な農業から資本集約的な農業への転換が迫られた。そして、1949年に連邦食糧農業省とともに再建された農業普及事業においても、旧来型の生産量増大の考え方から脱却し、生産費の低減や労働生産性の向上等の経営上の問題解決を優先させることが求められたのである。

このようにして、農業が資本集約的になるにつれて、金融や資金の問題にも普及機関が注意を向けざるを得なくなった。また1953年の農地整備法以降、零細な農地の集積が促進されたが、これに伴って1954年、普及事業に対して100万マルクの財政支出と140人の増員がなされた。普及員には、農業者に対して農地整備に関する情報提供や、整備後の農法、経営に関して、適切な助言を行うことが要求された⁽²⁹⁾。

1970年代に入ると、普及員の専門分野が細分化するとともに、より一層の専門化が強調された。農村の家政学分野の普及においても、農村女性の役割が労働力としてのそれから、家族経営における経営主のパートナーとしてのそれへと変化するに従い、家計を経営全体と関連させながら運営することが考慮されるようになっていく⁽³⁰⁾。また、EECの指令「農業就業者の社会・経済的情報と職業的能力の改善」(72/161)を受けて、新たに社会・経済的情報の提供を行う普及員がそれぞれの州に配置されることになった。この指令の背景には、小規模農業経営に対する就業に関する情報提供と離農促進の必要性があった⁽³¹⁾。ドイツではこの社会・経済的分野に特化した普及員が、当初は従来からいる農業や家政の分野の普及員の振りかえ、後に増員によって配置されており⁽³²⁾、1981年の時点で全州で269人を数えている⁽³³⁾。その助言内容は指令の主旨からして、必ずしも農業経営の強化に関することではなく、農業を続けるか離農するかという決断についての助言、あるいは離農した場合、他の

職業による生計維持が可能かどうかというものが多い⁽³⁴⁾。

このようにドイツの普及事業においては、普及事業が戦後、再建された当初からすでに経営上の問題解決を主眼とした情報の提供が重視されている。また 1970 年代からは E C の農業政策との関連で、農業、家政に加えて社会・経済が新たな専門分野として加わり、農業者の就業や農業経営の維持あるいは放棄に関する幅広い情報提供が試みられている。

普及事業に要求される、または実際に提供されている情報内容の展開は、農業や農村に現実に生じている問題の展開でもある。以上、述べてきたようなことは、新たな問題が生ずる度に、その解決が農政に求められ、それが普及事業の内容に変化を迫っている過程として、見ることができる。だが、行政機関の担当者よりも農業者や農村住民に日常的に接することの多い、それぞれの普及機関や普及員に対しては、より短期的かつ個別的な問題に対する対処能力が常に問われている。そして農政が重視する内容と、普及所や普及員が重視する内容とが必ずしも一致しない場合もあり得る、ということを書き添えておきたい。

注(1) OEEC [29]。

(12) OECD [27], p. 49。

(13) 普及情報センター [13], 5 ~ 8 ページ。

(14) OECD [28], p. 7。

(15) 本稿の 3. (2) 及び OECD [28], pp. 222 - 238 を参照。

(16) OEEC [29], pp. 109 - 113。

(17) OECD [27], pp. 55 - 67。

(18) 普及情報センター [13], 1 ~ 2 ページ。

(19) OECD [28], pp. 7 - 13。

(20) 協同農業普及事業四十周年記念会 [3], 65 ページ。

(21) 農業改良普及事業十周年記念事業協賛会 [6], 97 ~ 100 ページ。

(22) 協同農業普及事業四十周年記念会 [3], 66 ページ。

(23) 協同農業普及事業四十周年記念会 [3], 76 ページ。

(24) Rasmussen, W., D. [30], pp. 117 - 125。

(25) Rasmussen, W., D. [30], pp. 160 - 161。

(26) Rasmussen, W., D. [30], p. 136。

(27) Rasmussen, W., D. [30], p. 185。

アメリカの普及事業において、このように都市住民向けのプログラムが予算として決定する過程においては、農務省よりも議会が積極的である場合が多いようである。

- ②8) Rasmussen, W., D [30], pp. 192 - 194。
- ②9) A I D [14], S. 9 及び O E E C [29], pp. 119 - 122 を参照。
- ③0) A I D [14], S. 9。
- ③1) Kyburz, P [25], S. 332。

なお、この指令はヨーロッパにおける農業の大規模化、近代化の必要性を強調したマンスホルト・プラン（1968年）の具体策として1972年に出された3つの指令の一つである。

- ③2) Hulsén, R. [23], S. 58。
- ③3) A I D [14], S. 43。

ただし、地区レベルで社会・経済的課題を担当している女性の普及員を含めると491人になる。なお、普及員総数（州レベル、地区レベル）は1981年の時点で4,351人である。

- ③4) Kyburz, P. [25], S. 337 - 345。

4. 普及事業の費用の問題と政府による補助の動向

以上のように普及事業は、より多くの問題に的確に対処できるよう、変化を遂げてきたものの、公的な機関が農業者や農村住民に無料でサービスをしているという点においては大方、変わりなかった。だが、近年、この点が大きく変わろうとしている。

やはり O E C D の報告書の中から、普及事業の費用や政府による補助について述べられていることを追ってみよう。まず1957年の報告書では、普及員の資質向上、また優秀な若者が他産業の企業に就業する傾向の中で人員を確保するためにも、普及事業に対する政府による十分な財政支持が必要である、と述べられている⁽³⁵⁾。1968年の報告書では、国別の普及スタッフの人数と、普及事業の費用の額が掲載されている。1957年から1968年にかけて、ほとんどの O E C D 諸国で普及スタッフが増員されたが、一方で農業人口は減少した結果、一普及スタッフあたりの農業人口は半減した。だが、既に述べたように対象や内容が多様化、高度化する中では、現存の人数では十分な活動ができない、という指摘がなされている。すでにオランダ、フランスなどで行われている農業者による費用の負担が、人員不足を補う手段として提案されている⁽³⁶⁾。

1977年の報告書にその内容が記録されている第7回農業普及事業部長作業会議では、普及事業の財源がトピックの一つとしてとりあげられ、参加者の関心を集めている。この中では、スミス・レーバー法に定められているように、そのほとんどが公的な財源に基づいているアメリカの事例と、逆にそのほとんどが農業者及び農業者団体の拠出に基づいているフランスの事例が紹介されている⁽³⁷⁾。

1987年に至って、OECDは加盟国における普及事業の財源の現状と、農業者が負担することについての意向に関する調査を行った。その回答によれば、普及事業に対する補助システムは次のように大きく二分される。一つは、国家が普及事業の費用の多くを負担し、事業そのものを統括するタイプである。このタイプはさらに①システムが中央集権的であるが、私企業的性質を有し、個人的なサービスの提供においては利用者から直接料金を徴収するタイプ（イギリス、アイルランド、また旧英国連邦諸国はこのシステムに移行しつつある）と、②システムが地方分権的であるが、行政機関による管理が強固で、そのサービスは原則として無料であるタイプ（アメリカ、ドイツ、地中海諸国）に分かれる。これら①、②のタイプの普及事業において優先されることは、一般大衆の関心を満足させ、時にはサービス利用者によるその費用を転嫁することによって、納税者にかかるサービスの費用を軽減することである。補助システムのもう一つのタイプは、農業者が個人的にまたは集団として、より多くの部分の費用を負担し、多少の行政機関による統制を受けながらも、その運営は基本的に農業者団体によって行われるタイプである。このタイプもさらに、③いかなるレベルにおいても直接、農業者団体によって管理されるタイプ（デンマーク）と、④全国的レベルにおいては、行政機関と農業者団体が協力して管理し、地方または部門のレベルにおいては、農業者団体が直接管理するタイプ（フランス）に分かれる。これら③、④のタイプの普及事業において優先されることは、あらゆる地域において農村環境の活性を維持するべく、中核的で有能な農業者を相当数、保有することによって、競争と協力の間の適切なバランスを獲得することである⁽³⁸⁾。

①のタイプに含まれるイギリスの普及事業は、1971年以来、主として「農業開発と普及サービス」(ADAS)という団体によって実施されている。このADASの資金は、ごく一部、たとえば実験にかかる費用等を除きほとんどが国家の補助によるものだったが、1987年の4月以降、サッチャー政権下の政府支出削減の一環として、原則として利用者から直接または間接に料金を徴収するシステムに移行している。そして1989年には、総予算の25%をこの料金収入が占るまでになった。1993年までに50%を達成することが目標とされている。有料化への移行により、ADASによるサービスの内容は、より利用者の要求にあった、幅広く高度なものへと変わりつつある。ただし、環境保全、動物保護、農業、農村の多様化(diversification)等にかかわる、公共的な性格の強いサービスは無料とされている⁽³⁹⁾。

さて、本稿で中心的に取り上げている3カ国はいずれも②のタイプに属すると考えられ、やはり普及事業の費用の問題が近年、緊迫化している。そして中央政府による補助の割合が、低下する傾向にある。

まず、その費用の100%が政府または地方自治体の財政によって賄われている日本の普及事業の場合を見てみよう。1982年までは、政府が都道府県に対

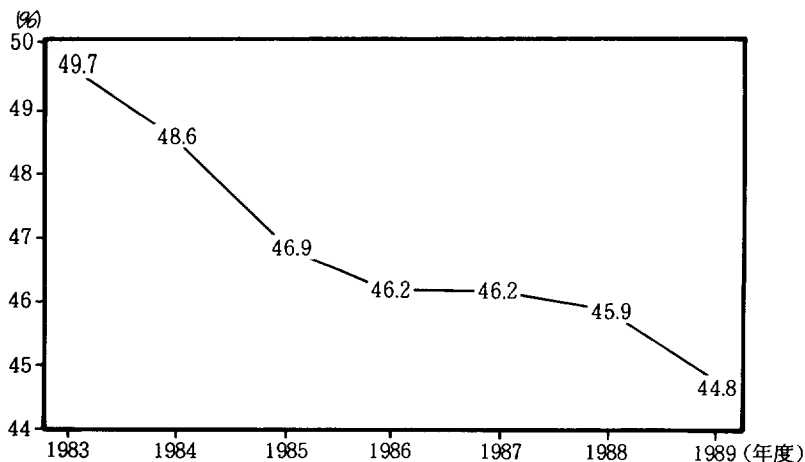


図1 協同農業普及事業費に占める「交付金」の割合の推移(日本)

資料：農林水産省農蚕園芸局普及教育課、婦人・生活課〔9、34～35ページ〕。

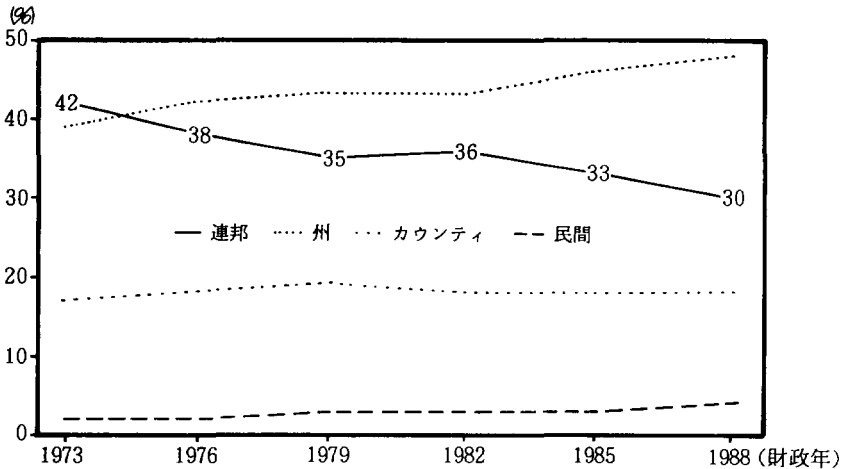


図2 協同農業普及事業費における財源別割合の推移（アメリカ）

資料：Rasmussen, W., D. [30, pp. 252 - 253].

して「協同農業普及事業負担金」として定率で補助するという方式が取られていた。1983年からは、それぞれの都道府県の基幹的農業従事者数等に合わせた定額を補助するという「協同農業普及事業交付金」の方式になり、それ以来、政府による補助の割合は50%を切るようになったと見ることができる⁽⁴⁰⁾。

また1983年以降も、協同農業普及事業費（協同農業普及事業に要した経費のうち、特別事業、委託による費用を除いたもの）に占める交付金の割合が低下し続けていることに見られるように（図1）、政府による補助の割合は減少しつつある⁽⁴¹⁾。

このような中央政府の財政支持の割合の低下は、アメリカの普及事業においても見られる。連邦政府による補助の割合は、1975年以降通減傾向にあり、州政府によるそれを下回り、現在、連邦、州、カウンティそれぞれの補助の割合は3：5：2となっている（図2）。特に1986年には、グラム・ラドマン法による連邦政府の予算削減が契機となって、多くの州、カウンティで人員削減が行われた。たとえばテキサス州では、そのスタッフの4割もが削減された⁽⁴²⁾。このような厳しい時期を経て、州立大学によっては民間の基金にその

財源を求める動きも出ている⁽⁴³⁾。ただしサービスの有料化に対しては、前述のように低所得者層へのサービスを重視しているが故に消極的である⁽⁴⁴⁾。

またドイツの場合は、1972年に全州に対して1,480万マルクの補助があったのを最後に、それ以降は連邦政府による補助は打ち切れ、現在は主として州政府または州農業会議所の財政によって、また特に州農業会議所が管轄している北部の州の場合は、農業者が農業会議所または普及リング、農作業サークルに支払う賦課金によって賄われている⁽⁴⁵⁾。1972年まで連邦政府がどのくらいの割合を負担していたかという点、たとえばOECDの1968年の報告書によれば、農業普及事業費約9,500万マルクのうち、連邦政府の支出は約1,700万マルクなので、約18%ということになる⁽⁴⁶⁾。ただし1973年以降も、連邦政府の所轄団体で、公的な普及事業と密接な関わりを持つAIDの予算のほとんどは、連邦政府の補助によるものである。1981年の時点で、約715万マルクが補助されている⁽⁴⁷⁾。

以上のように、中央政府がその費用の過半を補助してきたタイプ(①、②)の農業普及事業は、イギリスのように利用者から料金を徴収するシステムに、またはドイツのように原則として地方政府、または州農業会議所のみが負担するシステムに移行している。そして、日本やアメリカのような「協同農業普及事業」の場合も、近年では、中央政府の補助の割合が減少傾向にある。国の財政難が続く限り、今後もこの傾向が続くと思われる。

(注)35) OEEC [29], p. 16。

36) OECD [27], pp. 71 - 73。

37) 普及情報センター [13], 23 ~ 36 ページ。

38) Le Gouis, M. & OECD Secretariat [26], pp. 3 - 4。

39) University of Helsinki [36], pp. 61 - 72。

40) 「負担金」であった時期には、普及職員の設置、普及所の運営、県農業者大学校の運営に関してはその費用の3分の2を、普及員の研修、集落リーダーの育成、県農業者大学校の施設整備等に関してはその2分の1を一律に国が補助していた。ただし上記のような用途毎の積算の明記を要した。「交付金」になってからは、各都道府県に対してその基幹的農業従事者数、耕地面積、市町村数を基礎として定額の交付金が補助され、またその運用に際しては用途毎の積算の明記を必要としなくなった(農林水産省農蚕園芸局普及教育課[8, 9ページ]を参照)。

- (41) 日本の農業改良普及事業の場合、その費用が政府と都道府県の間でそれぞれいくらずつ負担されているかを正確に把握することはできない。都道府県が特別事業に要した経費を、正確に把握できないからである。ただし、特別事業に関しては、他の部局においてと同様、通常2分の1以内を政府が補助することになっている。
- (42) Holt, J. [22], p. 869.
- (43) Rasmussen, W., D. [30], p. 229.
- (44) University of Helsinki [36], pp. 183-192.
- (45) BML [17], S. 99 [36] 及び, University of Helsinki [36], p. 50 及び Beirat "Bildung und Beratung" [16], S. 537を参照。
- なお、普及リング（Beratungsringe）とは、農業者による自主的な集団であり、北部を中心に活動している。1981年時点で、230集団程ある。普及リングは、公的普及機関と連携して活動している場合が多い（A I D [14], S. 14-16を参照）。
- (46) O E C D [27], p. 251.
- ただし、これが正確にいつの時点のことであるのかは、不明である。
- (47) Gotz, V., Kreschell, K., Winkler, W. [21], S. 388.

5. 政府機関が現在、重視している内容

普及事業に対する中央政府による財政的な補助が年々、難しくなってきた中で、各国の政府機関は、今後、何を重点的に行おうとしているのだろうか。以下、若干の資料に基づきながら、その方向を探ろうと思う。

(1) 日 本

日本の場合、1989年の3月から12月にかけて、農林水産省の主催により、農業者、学識経験者、元普及職員等からなる「普及事業検討会」が設けられた。そこでは、普及事業を取り巻く諸情勢変化に対応しつつ、農業の発展方向と農業者のニーズによりの確に答えた普及事業を展開するために、今後普及事業がとりうるべき方向について、様々な意見が提出された。その検討結果である『今後の普及事業の刷新方向』の中では、今後の普及事業の重点課題として次の7点が挙げられている。

1. 技術革新の進展等に対応した高度・先進的技術等に関する普及の技術水準の抜本的な向上

2. 国際化に対応した経営体質の強化, 低コスト水田農業の確立等のための農業経営面, 農業構造面等に関する普及活動の強化
3. 農業・農村の活性化のための高付加価値型農業の育成及び農畜産物の利活用促進に関する普及活動の強化
4. 農業労働の改善, 新しい農家経営の確立等に関する普及活動の強化
5. 魅力ある農村生活の確立を目指した地域の活性化のための普及活動の強化
6. 情報システムの抜本的整備強化による新技術等に関する情報の迅速な提供及び普及活動の高度化, 効率化
7. 次代を担う農業後継者の育成確保のための普及活動の強化⁽⁴⁸⁾

この中で予算額が近年, 目立って増加しているのは, 1. と 6. と 7. に関連するものである。まず 1. と 6. に関しては, 平成2年度から農業改良普及事業費における普及事業の水準向上を目的とした予算(普及技術水準高度化特別事業費)の比重が高まりつつあり(表1), その中には「普及情報活動高度化特

表1 日本における農業改良普及事業費の推移

(単位: 千円, %)

年次	昭和63年 (1988)	平成元年 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
農業改良普及事業費	36,875,232 (100.0)	36,662,599 (100.0)	36,366,663 (100.0)	36,155,792 (100.0)	35,967,466 (100.0)
(目) 協同農業普及事業交付金	34,624,189 (93.9)	34,624,189 (94.4)	33,287,315 (91.5)	32,750,441 (90.6)	32,213,567 (89.6)
(目) 農業改良普及対策費補助金	2,251,043 (6.1) [100.0]	2,038,410 (5.6) [100.0]	3,079,348 (8.5) [100.0]	3,405,351 (9.4) [100.0]	3,753,899 (9.5) [100.0]
(目細) 農業改良普及推進事業費補助金	1,502,646 [66.8]	1,282,087 [62.9]	2,306,541 [74.9]	2,615,001 [76.8]	2,791,394 [74.4]
うち					
婦人・高齢者対策事業費	192,587 [8.6]	180,964 [8.9]	137,646 [4.5]	171,882 [5.0]	182,624 [4.9]
普及技術水準高度化特別事業費	0	0	260,276 [8.5]	584,098 [17.2]	781,107 [20.8]
農業後継者育成対策事業費	195,292 [8.7]	166,093 [8.1]	1,091,614 [35.4]	1,214,277 [35.7]	1,200,436 [32.0]
(目細) 研究教育等推進費補助金	748,397 [33.2]	756,323 [37.1]	772,807 [25.1]	790,350 [23.2]	962,505 [25.6]

注. 平成4年度のみ当初予算額, それ以外は補正後の予算額である。

別事業費」(県普及情報センター及び農業改良普及所におけるパソコンネットワーク専用の高性能端末機等の整備等を行う事業)が含まれている。

また7.には、新規学卒就農者、離職就農青年(Uターン青年)の減少に見られるような農業後継者が確保されていない現状に対処するために、平成2年6月に後継者対策室が新設されたことが関連する。室の新設とともに、平成2年度から新たに「農業後継者育成施設整備特別事業」(県農業者大学校等における諸施設の整備充実を行う事業)等、農業後継者の育成を目的とした特別事業がいくつか加わり、「農業後継者育成対策事業費」が大幅に拡充されている(同表)。

また後継者対策室新設と同時に婦人・生活課が新設され、普及事業における婦人・高齢者対策に重点が置かれつつある。これは農業就業人口、基幹的農業者数に占める割合の高い婦人や高齢者の働きや役割を、特に家族農業経営の維持、発展のために評価しようという、政策的な意図から生まれたものである⁽⁴⁹⁾。特に前記の3., 4., 5. がこれに関連する。たとえば平成3年度から新たに「婦人・高齢者能力活用促進モデル事業」(農業面、生活面で必要とされる労力補完システム作りと、婦人農業者の営農参画を促進するための事業)という婦人農業者、高齢農業者を支援するための特別事業が加えられ、「婦人・高齢者対策事業費」は増加傾向にある(同表)。

さらに上記では触れられていないが、昭和57年度から実施されている「アセアン等中核農民育成推進事業」(開発途上国における農業関係指導者を受け入れて研修を行う事業)が平成3年度からさらに拡充されている。また同じく3年度から新たに「婦人農業者国際交流促進事業」として、途上国の農村の女性リーダーに対する研修も行われている。ただしこれらの予算は農業改良普及事業費ではなく、農林水産本省予算の(目)国際協力事業費補助金に含まれている。

(2) アメリカ

アメリカ農務省においては、州の普及サービス機関代表者からなる「協同農

業普及サービス戦略検討委員会」(略して委員会)の主導によって、協同農業普及事業の今後について、パネル討論会が開かれている。そこには農業者、学者、環境保全論者、社会活動家も出席して、それぞれの立場から発言している。1989年9月から1990年5月にかけてのことである。

委員会は全体として、農業、農村に特有な問題の範囲を越えた幅広い問題への関与を、普及事業に期待している。それは、家族、地域社会、学校、職場、教会、州等の社会制度が様々な社会問題の解決のために変革を迫られているのと同様に、普及事業も変革されなければならない、またそうした社会制度の変革に協力すべきである、という理由に基づいている。たとえば次のような家族、教育問題への関与を、普及事業に期待している。

1. 家族の紐帯を強めること。
2. 子供の教育、麻薬やギャング集団からの脱却、生産的な市民になるための社会的適応の方法に関して、家族に対して援助すること。
3. 特に貧困層の家族が、社会サービスに関する情報に接するように働きかけること。
4. 公共の学校ができない、または充分に行っていない基本的に教育的な事柄を行うためのチャンスを利用すること。具体的には10代の若者に対して親になるのを延期させること、学校で行動を改善できない、学校にいることに失敗している青年をグループや一対一の指導によって手助けすること、自尊心を得ることができるよう知識や技術を子供に与えること、より個人的な指導によって子供が学校では修得しない事柄に焦点をあてること⁽⁵⁰⁾。

またこのような家族問題や青少年問題への関与の他に、環境、エネルギーに関する問題、農村社会の発展にも普及事業が積極的に関与すべきだという点も強調されている。

かくも多様な問題に対処するためには、普及事業の組織やスタッフがより柔軟であること、そして情報ネットワークシステムの整備やビデオ、CDによる利用者へのより効率的な情報提供が必要である⁽⁵¹⁾。

表2 アメリカ農務省普及局予算の推移

(単位: 100万ドル)

事業	1988年 実行額	1989年 実行額	1990年 実行額	1991年 見込額	1992年 予算額
州政府の普及事業に対する法定助成					
スミス・レーバー法による支出	241.6	241.6	242.3	252.6	262.1
1890年法土地交付金大学及びタスキーギ 大学に対する資金供与	18.3	18.3	21.8	22.8	27.0
コロンビア特別区普及事業	0.9	1.0	1.0	1.0	1.0
小計	260.8	260.9	265.1	276.4	290.1
連邦政府重点事業 (A)					
水質保全	0.0	1.5	5.2	10.4	15.5
若年者救済	0.0	0.0	0.0	7.5	15.0
農村活性化	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0
食品安全関係情報提供	0.0	0.0	0.0	1.5	2.0
低所得者層に対する栄養教育 (EFNEP)	58.6	58.6	58.2	60.5	58.6
害虫コントロール	7.2	7.2	7.1	7.4	10.0
農業による影響の分析	1.6	1.6	2.6	3.2	3.6
その他の特別事業 (注) (B)	5.7	7.0	6.8	7.5	0.0
小計 ((A)+(B))	74.0	75.9	80.0	98.0	104.7
1890年法普及機関施設整備, 連邦普及局庁 費等	23.1	24.8	24.1	24.1	16.0
合計	357.9	361.6	369.2	398.5	410.8

資料: USDA [33, p.19], [34, p.34], [35, p.32].

注. その他の特別事業には, 農場安全, 都市の園芸, 金融管理, 農村開発センター等に関する事業が含まれている。

農務省普及局の予算を見ても, 以上の点が重視されていることがわかる (表2)。たとえば家族や青年に関する社会問題に関しては, 特に1991年から「若年者救済」のための事業 (貧困, 麻薬常用, 10代の妊娠等の問題が多い地域における, 総合的な予防的, 仲裁的事業に普及事業が参加するもの) が実施されつつあり, 1992年の予算では前年の倍額が計上されている。また「低所得者層に対する栄養教育」(EFNEP) には, 依然としてかなりの予算が投じられている。

環境問題に関連するものとしては、「水質保全」のための事業（連邦政府レベルの水質保全事業、土壌保全サービス（Soil Conservation Service）と連動した普及事業関係の予算で、水質保全に関する普及職員の訓練も行う）、「害虫コントロール」のための事業（農薬の安全使用によって、人体や環境の健全性を促進するもの）、「農薬による影響の分析」のための事業（農薬の使用や影響に関する全国的なデータベースを作成するためのもの）の予算額がいずれも毎年増加している。

さらに「食品安全」に関する事業（食品メーカー、消費者双方に食品の安全に関する情報を提供するもの）が1991年から実施され、1992年予算では増額されている。

一方、普及事業に用いる施設の高度化のためには1991年に引続き1992年にも、「1890年法に基づく土地交付大学及びタスキーギ大学に対する資金供与」の中で950万ドルの補助が行われる予定である。

なお、農場における安全対策や都市の趣味的な園芸に対する指導等の「その他の特別事業」は、1992年の予算では0になっている。このように議会に提出される前の段階で0とされる傾向は1990年の予算から見られるものであるが、1990年、1991年ともに、議会ではほぼ同額の予算が承認されている。

(3) ドイツ

ドイツの公的な普及事業については、連邦食糧農林省の「教育と普及に関する諮問委員会」の検討結果である『農業における将来の仕事——教育と普及の今後』という意見書（1989年）や、最近の『農業報告』から今後の方向をうかがうことができる。

まず意見書によると、普及の対象となる経営は大きく分けて2種類ある。その一つは農業生産やそれによる収益の拡大を第一目標とし、集約的な農業を営み、農産物の高品質化や差別化を行う「企業の経営」であり、もう一つは、農業生産の面での拡大志向がなく、兼業収入への依存度が高い「自給的経営」である。前者に対する普及の内容としては、経営の計画やマーケティング等、農

業経営の手法に関するものが重視され、後者に対しては、むしろ社会・経済的分野の普及、家政の普及、特にライフサイクルや家族の労働力に応じた経営形態や生計のたて方に関するものが重視されている。そして兩者を通じて重視されている内容として、環境保全的な農法や経営形態に関するものがある⁽⁵²⁾。

環境保全に関する普及の強調は、近年において E C またはドイツの農業政策が追求している政策方向と関連している。景観形成や土壌流出防止など環境保全に関する措置は、ドイツでは「農業構造及び沿岸保全改善法」の 1988 年の改正（期限は 1991 年）によって強化されている⁽⁵³⁾。このような中で、公的普及事業の役割として、環境保全と費用節約、収益性が両立するような農法、経営手法の促進が、期待されている⁽⁵⁴⁾。

ところで前述のように、現在は普及の内容、財政に関する決定権は原則的にすべて州のレベルにある。一例として、バイエルン州の普及事業に簡単に触れておく。1990 年の『バイエルン農業報告』によれば、同州の普及事業は全体として、経営、生産技術、そして家族に関する重層的な問題の解決に際して、農民的家族を支援している。特に重点的な内容としては、以下の 4 点が挙げられている。

1. 環境適合的な作物栽培
2. 種に合った飼育、費用節約的な飼料供給
3. 積極的、合目的な販売
4. たとえば余暇、レクリエーションのような付加的な収入源の開発

この他に、同州は農民組合と協力して、兼業経営に対する支援に力を入れている。また、栄養や家政の普及は、農業者、農村住民以外をも対象にして実施されている⁽⁵⁵⁾。

最後に連邦政府レベルの話に戻るが、現在、連邦政府は、旧東ドイツ地域における普及組織や内容の整備に対して一定の補助を行っている。1991 年の『農業報告』によれば、その額は一件につき 3,000 マルクを基本とし、特に困難な問題のある場合には 9,000 マルクまで、となっている⁽⁵⁶⁾。

(4) 小 括

以上、3カ国において現在、中央政府が普及事業において重視している内容を簡単に紹介してきた。これらの多くは、既に3.で述べたような普及事業の対象の多様化、内容の展開に沿ったものとして考えられる。総じて、個々の農業者、特に高度な技術水準の農業者、または企業的経営のニーズに合った内容、またはそのような農業者、経営を育成するための内容がより強化される一方で、たとえば家族問題の解決、栄養指導または環境保全のように、公共性の高い内容もまた強化される傾向を事業内容等からかなりはっきりと見ることができる。そしてこのような傾向はまた、公的な事業、端的に言えば中央政府による事業としての正当性を普及事業が保持するために、政府機関が思案をめぐらした結果の産物であるとも言えよう。この背景に4.で述べたような中央政府による普及事業に対する補助金が削減されていること、または補助の割合が減少していることがあるのは、言うまでもない。

48) 普及事業検討会 [11], 7 ページ。

49) 詳細については、市田（岩田）知子 [1] を参照。

50) Strategic Planning Council [31], pp. 11 - 18。

51) Strategic Planning Council [31], pp. 19 - 34。

52) Beirat "Bildung und Beratung" [16], S. 535 - 537。

53) Kluge, U. [24], S. 344。

54) Weinschenck, G. [37], S. 171。

なおドイツでは、1970年代前半から景観保護、環境保護を専門とする普及員が州レベル、地区レベルに配置されている。その数は1973年から1988年にかけて、34名から141名に増加している（BML [19], S. 58 及び BML [20], S. 61 を参照）。

55) Bayerisches Staatsministerium für Ernährung, Landwirtschaft und Forsten [15], S. 76

—

79。

56) BML [18], S. 164。

6. おわりに

本稿では第二次世界大戦後における先進国の普及事業の展開と、最近の動向

の利用者の層を拡大することによって、また内容をより利用者のニーズに合ったものに変えることによって、脱皮を図ろうとしている。ただし、近年では（国によっては1970年代から）中央政府による補助が削減される傾向にある。そして、それへの対応策として、有料化を導入している国もある。

だが有料化について言えば、たとえばイギリスのように公共的な目的をもつ普及事業については無料、それ以外は有料であるという仕分けをしても、無料か有料か、すなわち公共的か否かを決める基準は何なのかという点は、まだ充分につめられていない⁽⁵⁷⁾。また5.で述べたような、政府機関が重視している内容を見ても、その中には環境保全や家族問題の解決など、その目的の公共性が故に正当化されている事業がいくつかあるが、それらがどこまで「公共的」であると言えるのか、はたして「公共性」とは何かという大きな課題が残されている。

個々の普及所や普及員は、このように普及事業の意味が問われる状況にありながらも、それぞれの地域の農業、農村、または農業者、住民に特有な問題の解決に日々、携わっている。冒頭に述べたように、それぞれの国や地域における普及事業を、その農業や農村に生じている問題と関連させながら具体的に検討することが、普及事業の存在意義を考える上で必要であろう。

注57 実際、イギリスでは、普及所にとっても利用者にとっても、有料か無料かを見極めることが難しいようである（全国農業改良普及協会、国際農業者交流協会〔5〕、42ページを参照）。

〔引用文献〕

- 〔1〕 市田(岩田)知子「家族農業経営の可能性」(『農総研季報』第12号、農業総合研究所、1991年12月)。
- 〔2〕 木村慶男『西欧諸国の普及事業——その組織と活動』(全国農業改良普及協会、1975年2月)。
- 〔3〕 協同農業普及事業四十周年記念会『普及事業の40年』(1988年11月)。
- 〔4〕 全国農業改良普及協会編『協同農業普及事業関係法令通達集』(全国農業改良普及協会、1984年3月)。

- [5] 全国農業改良普及協会, 国際農業者交流協会『ヨーロッパ・アメリカ農業と普及事業 (平成2年度普及職員海外派遣研修報告書)』(全国農業改良普及協会, 1992年3月)。
- [6] 農業改良普及事業十周年記念事業協賛会『普及事業十年』(1958年10月)。
- [7] 農林省大臣官房総務課『農林行政史 第6巻』(1972年1月)。
- [8] 農林水産省農蚕園芸局普及教育課『協同農業普及事業のあらまし』(1992年4月)。
- [9] 農林水産省農蚕園芸局普及教育課, 婦人・生活課『協同農業普及事業関係資料集』(1991年3月)。
- [10] 農林省農政局普及部普及教育課『ヨーロッパ諸国における農業改良普及制度』(1963年10月)。
- [11] 普及事業検討会『今後の普及事業の刷新方向』(1990年1月)。
- [12] 普及情報センター『各国普及組織国際名鑑——アメリカ・イリノイ大学調(海外普及資料)』(1982年2月)。
- [13] 普及情報センター『OECD第7回農業普及事業部長作業会議最終報告書』(1978年9月)。
- [14] Auswertung- und Informationsdienst für Ernährung, Landwirtschaft und Forst (本文中ではA I Dと略), *Beratung im Agrarbereich der Bundesrepublik Deutschland, Bonn*, 1981.
- [15] Bayerisches Staatsministerium für Ernährung, Landwirtschaft und Forsten, *Bayerischer Agrarbericht 1990*, München, 1990.
- [16] Beirat “Bildung und Beratung”, “Zukünftige Arbeitsplätze im Agrarbereich — Konsequenzen für Bildung und Beratung”, *Berichte über Landwirtschaft* (以下, Ber. Ldw. と略), Bd.67, 1989, Hamburg und Berlin, Paul Parey, S. 518 – 539.
- [17] Bundesministerium für Ernährung, Landwirtschaft und Forsten (以下, BML と略), *Agrarbericht 1973*.
- [18] BML, *Agrarbericht 1991*.
- [19] BML, *Statistisches Jahrbuch über Ernährung Landwirtschaft und Forsten*, Münster- Hilstrup, Landwirtschaftsverlag, 1979.
- [20] BML, *Statistisches Jahrbuch über Ernährung Landwirtschaft und Forsten*, Münster- Hilstrup, Landwirtschaftsverlag, 1990.
- [21] Gotz, V., Kroeschell, K., Winkler, W., *Handwörterbuch des Agrarrechts (Band*

- 2), Berlin, Erich Schmidt Verlag, 1982.
- [22] Holt, J., "Managing change in extension", *American Journal of Agricultural Economics*, Nov. 1989, pp.869 - 873.
- [23] Hülsen, R., "Probleme der Aus- und Fortbildung sozio-ökonomischer Beratungskräfte in der Bundesrepublik Deutschland", *Ber. Ldw*, Bd. 58, 1980, S.41 - 81.
- [24] Kluge, U., *Vierzig Jahre Agrarpolitik in der Bundesrepublik Deutschland (Band 2)*, Hamburg und Berlin, Paul Parey, 1989.
- [25] Kyburz, P., "Die sozio-ökonomische Beratung in der Bundesrepublik Deutschland", *Ber. Ldw.*, Bd. 57, 1979, S. 329 - 348.
- [26] Le Gouis, M. & OECD Secretariat, *Different forms of funding AAS and their compatibility with agricultural policies*, OECD, 1990.
- [27] OECD, *Agricultural advisory services — development in OECD member countries*, 1968.
- [28] OECD, *Agricultural advisory services in OECD member countries*, 1981.
- [29] OEEC, *Agricultural advisory services in Europe and North America*, 1957.
- [30] Rasmussen, W., D., *Taking the university to the people — seventy-five years of cooperative extension*, Iowa, Iowa State University Press, AMES, 1989.
- [31] Strategic Planning Council, *Patterns of Change — A Report of the Cooperative Extension System Strategic Planning Council*, March, 1991.
- [32] *United States Code 1988 Edition (Title 7)*, United States Government Printing Office, Washington, 1989.
- [33] USDA, *1990 Budget Summary*.
- [34] USDA, *1991 Budget Summary*.
- [35] USDA, *1992 Budget Summary*.
- [36] University of Helsinki (Center of Extension Education) *Financing of agricultural advisory services in OECD countries*, 1989.
- [37] Weinschenck, G., "Aufgaben und Probleme landwirtschaftlicher Betriebsberatung unter Ökologieentfremdeten wirtschaftlichen Rahmenbedingungen", *Ber. Ldw.*, Bd. 69, 1991, S.169 - 180.

〔要 旨〕

先進国における農業普及事業の動向

—— 日本、アメリカ、ドイツを中心に ——

市 田 (岩田) 知 子

農業普及事業は、先進国、途上国を問わず、現在、多くの国々で制度化されている。本稿は先進国、特に日本、アメリカ、ドイツの農業普及事業を中心的に取り上げ、その目的、第二次大戦後における対象や内容の変化、費用の問題、政府機関による新たな方向付けを検討する。そして先進国の農業普及事業が現在、置かれている状況と問題点について若干、考察する。

まず普及事業の目的を法律等からみると、アメリカ及び日本の「協同農業普及事業」の場合、中央政府が地方政府と協力して、農業者または農村住民の農業技術、生活を「有益かつ実際的な知識」の普及によって向上させることを基本的な目的にしている。ただしアメリカの普及事業は、広く一般市民を対象としているのに対し、日本の普及事業は、その対象を農業者やその家族に限定しているという違いがある。またドイツの普及事業の場合は、その対象が必ずしも農業者やその家族に限定されていなく、農村住民の意思決定に際して助力となることを基本的な目的にしている。普及事業の目的に関する権限は、第二次大戦後は州のレベルに一任されている。

各国の普及事業の対象は戦後、農政の方針や農業、農村問題の変化とともに、多様化してきた。また普及事業が提供する情報の内容も、栽培・肥育技術から経営技術へ、そして農業以外の社会・経済的問題、農村開発、家族問題等へと展開している。

1980年代後半から、OECDでは、加盟各国における普及事業の財源の現状と農業者による負担の是非が具体的に検討されている。日本、アメリカの場合、現在は利用者から料金を徴収していないが、普及事業費に占める中央政府の補助の割合が年々、低下している。またドイツの場合は、1973年以降、中央政府による補助は行われていない。北部の州では一部、農業者団体の賦課金によって賄われている。

各国の普及事業を担当している政府機関は、現在、個々の農業者のニーズに合った事業内容を強化する一方、家族問題の解決、環境保全のように、公共性の高い事業内容を強化する傾向にある。だが普及事業における公共性の意味は、まだ充分にはつめられていない。

今後の課題として、それぞれの国や地域における普及事業を、その農業、農村の問題と関連させながら具体的に検討することが必要である。